

### 3 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

#### 1 介護予防・日常生活支援総合事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、要支援認定者等を支える制度として、NPO、ボランティア、地域団体、住民等の多様な主体（以下「多様な主体」といいます。）により様々なサービスを充実させることで地域の支え合いの体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする制度として、平成26年の介護保険法の改正により新たに創設されました。

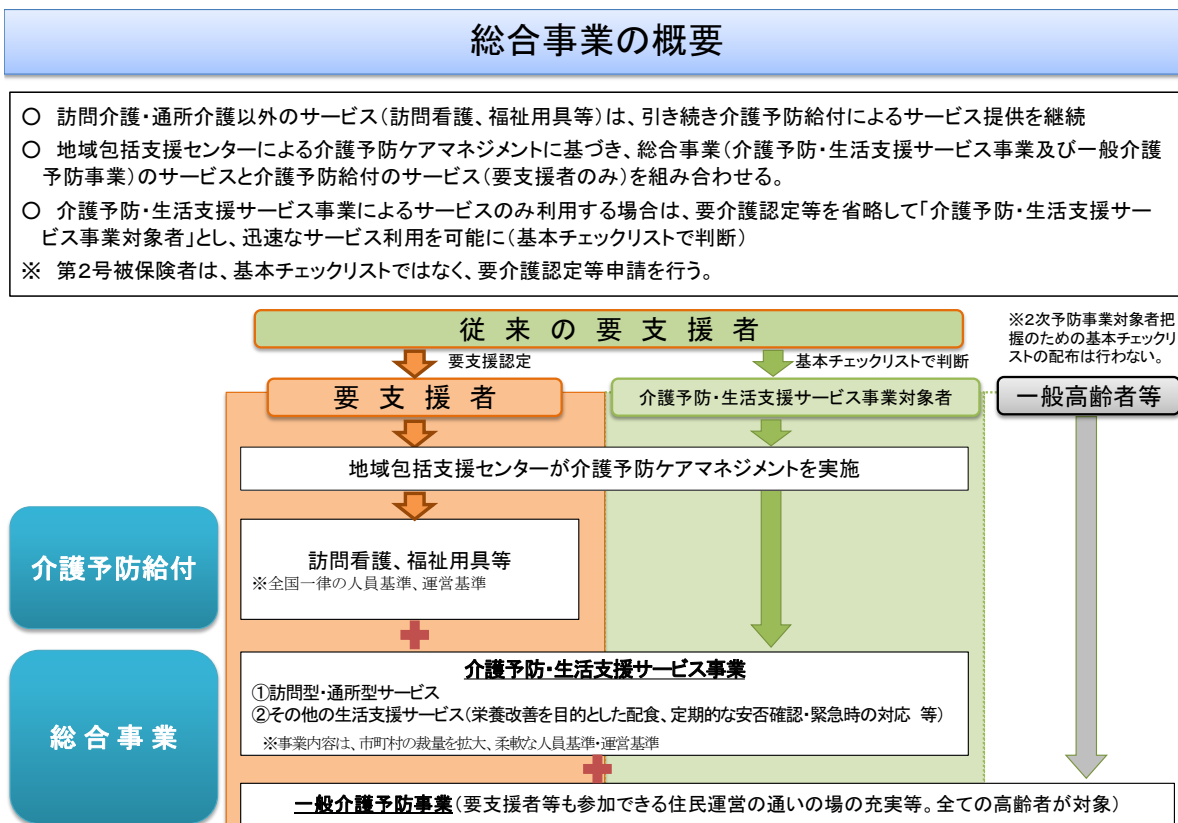
なお、総合事業についての法律上の施行期日は、平成27年4月1日となっていますが、事業の実施を猶予する旨を条例に定めることにより、事業実施を最長2年間猶予することができます。

本市においては、円滑に総合事業への移行を進めるため、事業の実施を2年間猶予する旨を条例に定め、平成29年4月からの総合事業の実施に向け、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備や市民への周知等を行い、制度移行に当たっての準備を着実に進めていきます。

#### 2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

総合事業は、要支援認定者等に対して多様な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、全ての高齢者を対象として運動器の機能向上教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されています。（図17）

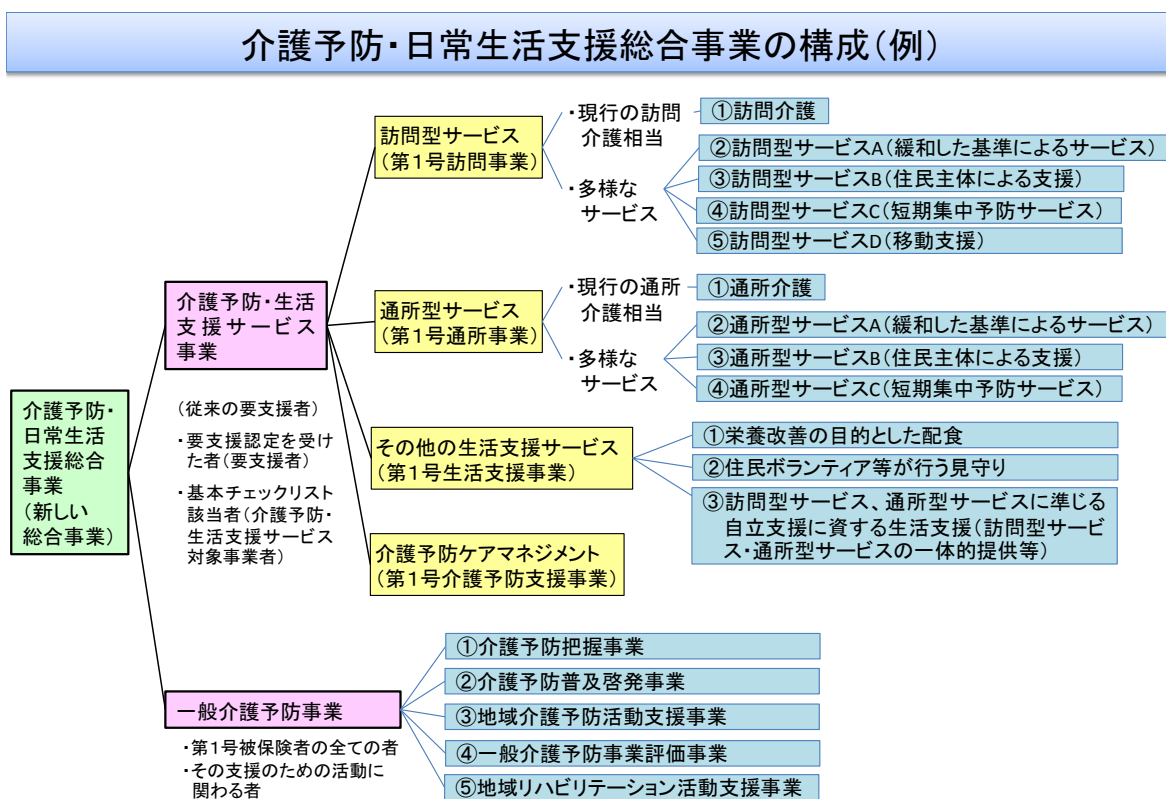
■図17 総合事業の概要



介護予防給付

総合事業

■図 18 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



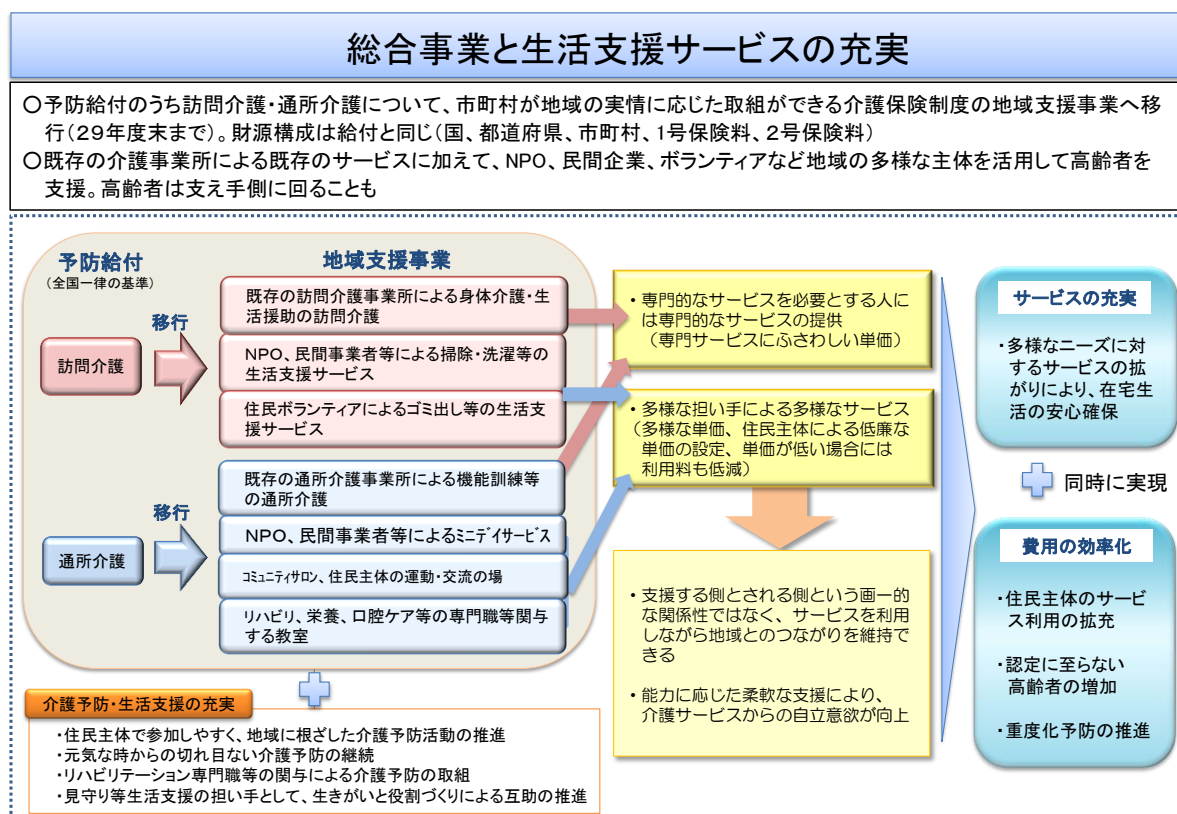
## (1) 介護予防・生活支援サービス事業

### ア 事業の内容

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来、全国一律の予防給付として提供されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を市町村の実施する総合事業に移行し、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスと多様な主体が参画する多様なサービス等を総合的に提供する事業です。(図 19)

この事業は、表 26 のとおり、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成されます。

■図 19 予防給付の見直しと生活支援サービスの充実



■表 26 介護予防・生活支援サービス事業

| 事業           | 内容                                       |
|--------------|--|
| 訪問型サービス      | 要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供              |
| 通所型サービス      | 要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供          |
| その他の生活支援サービス | 要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供  |
| 介護予防ケアマネジメント | 要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント |

## イ 事業の対象者

介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、「要支援認定者」と、基本チェックリストを用いた簡易な形で選ばれる「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とします。

## (2) 一般介護予防事業

### ア 事業の内容

一般介護予防事業は、本市が行う事業と地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

この事業は、次の表のとおり、「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「一般介護予防事業評価事業」及び「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成されます。

■表 27 一般介護予防事業

| 事業                | 内容  |
|-------------------|---|
| 介護予防把握事業          | 収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる。           |
| 介護予防普及啓発事業        | 介護予防活動の普及・啓発を行う。  |
| 地域介護予防活動支援事業      | 住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。                                       |
| 一般介護予防事業評価事業      | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。                   |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施 |

## イ 事業の対象者

一般介護予防事業の対象者は、「全ての65歳以上の高齢者」と「その支援のための活動に関わる者」とします。

### 3 総合事業の方向性

#### (1) 多様な生活支援の充実

要介護度が比較的軽度な要支援認定者等に対しては、階段や買物などの生活行為の能力の低下に対応した日常生活上の困りごとや外出に対する多様な支援が求められます。

今後、生活上の困りごとへの支援が特に必要となる単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が世帯類型の中で大きな割合を占めていくことを踏まえ、元気な高齢者を含めた地域住民の力を活用し、総合事業における介護予防・生活支援サービスを充実していきます。

また、こうした取組と合わせ、高齢者に対し、地域の介護予防・生活支援サービスに関する情報提供を進め、サービスを利用しやすい環境の整備も同時に進めていきます。

#### (2) 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながり、また、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、高齢者の社会参加に関する取組を推進していきます。

また、介護予防・生活支援サービスを提供したいと考えている人と地域における支援を必要とする人をつなぎ合わせる仕組みを構築していきます。

#### (3) 介護予防の推進

介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行われています。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」、「活動」、「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが大切であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指していくことが重要です。

そのため、これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人のみに着目するのではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような場づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境整備も含めた介護予防が重要となります。

このような効果的な介護予防を実践するため、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指していきます。

**(4) 関係者における意識の共有と自立支援に向けたサービス・支援の展開**

今後、高齢者が地域において健康で自立した生活を送るためには、本市をはじめ、地域包括支援センター、事業者、住民等の関係者の間で、介護保険の自立支援や介護予防の理念、本市の地域包括ケアシステムの方向性等を意識共有するとともに、多職種の専門的視点を活用しながら自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント支援に取り組んでいきます。